

近江の地酒でもてなし、その普及を促進するための条例（案） （たたき台・修正後・その２）

近年、国内外から日本酒への関心が高まっている中で、本県における日本酒の地位を高めていくとともに、日本を代表する酒としての日本酒のブランドを向上させ、日本酒を海外に発信していく必要がある。

しかしながら、県内で製造される日本酒が県内で提供されたり、消費される割合は低い状況にある。

本県は、古くから交通の要衝であるとともに、穀倉地帯と知られ、近江盆地で生産される品質の高い米と琵琶湖を取り囲む山々を水源とする良質な地下水や伏流水を利用して酒造りが行われ、酒どころとして栄えてきた。いわば、豊かな自然の恵みを享受し、地理的風土から生まれ育まれた郷土の財産としての価値を有するのが近江の地酒である。

また、日本酒は、蔵元で酒造りの伝統が受け継がれることにより、吟醸酒をはじめとする質の高い酒が生産されるとともに、日本酒に合う郷土料理や酒器を生み出すなど、日本酒を中心とした文化を長年にわたり育み、地域経済の発展に寄与してきた。

さらに、一献酌み交わすことにより人間関係を更に深めることができるだけでなく、近江の地酒を通じて、地域の風土や伝統的な食文化にも広く関わりを持つことができ、県外からの滞在者や旅行者をもてなすという社会的な気運を高めることが期待できる。

私たちは、肥沃な農地、豊富な水資源等の豊かな自然の恩恵の下で、近江の地酒が果たしている役割、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、県民経済の健全な発展と豊かで潤いのある県民生活の形成に資するよう、近江の地酒でもてなし、その普及を促進していくことを決意し、ここに近江の地酒でもてなし、その普及を促進するための条例を制定する。

（目的）

第１条 この条例は、琵琶湖を取り巻く豊かな自然の恵みは県民の宝であり、このような自然環境から誕生した近江の地酒の価値を再認識するとともに、本県の経済、文化等に果たしている役割の重要性に鑑み、近江の地酒が果たしている役割、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地

酒でもてなし、その普及の促進を図り、もって県民経済の健全な発展および豊かで潤いのある県民生活の形成に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、近江の地酒でもてなし、その普及を促進するため、乾杯の実施その他適切な方法（以下「乾杯等の方法」という。）により、県民、滞在者および旅行者（以下「県民等」という。）が近江の地酒に愛着を持ち、近江の地酒を自主的かつ積極的にも使用して県外からの滞在者および旅行者をもてなす社会的気運を醸成するための広報活動の充実、新たな需要の開拓の推進その他必要な環境の整備に努めるものとする。

（県民等の役割）

第3条 県民等は、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等を認識した上で、近江の地酒に愛着を持ち、乾杯等の方法により近江の地酒を自主的かつ積極的に使用するよう努めるものとする。

2 県民は、滋賀の豊かな自然環境を体現できる近江の地酒の価値を認識しつつ、県外からの滞在者および旅行者に対し、これに関する理解を求め、近江の地酒を積極的に使用してもてなすよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第4条 近江の地酒を製造する事業者は、質の高い近江の地酒を製造するよう努めるものとする。

2 近江の地酒を販売し、または提供する事業者は、乾杯等の方法の実施を積極的に推進するとともに、県内で製造される近江の地酒を積極的に販売し、または提供するよう努めるものとする。

3 近江の地酒を製造し、販売し、または提供する事業者（以下「事業者」という。）は、近江の地酒の原料または材料が自然環境から供給されていることに鑑み、本県の自然環境の保全に努めるものとする。

（近江の地酒の需要の拡大）

第5条 県は、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深め、

近江の地酒でもてなし、その需要を拡大するため、近江の地酒の需要に関する最新の状況を把握し、適切な情報の提供、近江の地酒の需要の拡大に向けた啓発、多様な需要に応じた商品の販売、商談会等の開催の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（近江の地酒もてなし普及促進月間）

第6条 県は、近江の地酒でもてなし、その普及を促進するため、近江の地酒もてなし普及促進月間（以下「月間」という。）を設ける。

2 月間は、10月とする。

3 県は、月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（近江の地酒もてなし普及促進協議会）

第7条 県は、関係者が一体となって近江の地酒でもてなし、その普及を促進することについて協議するため、近江の地酒もてなし普及促進協議会を設置する。

（個人の嗜好および意思の尊重等）

第8条 県、県民等、事業者その他関係者は、近江の地酒でもてなし、その普及を促進するに当たっては、個人の嗜好および意思を十分に尊重するとともに、健康への影響に配慮するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。